

< 令和3年1月19日 沖縄県緊急事態宣言に係る時短要請分 >

うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策)

営業時間短縮協力金

(対象地域：県内全市町村)

新型コロナウイルス感染症による感染症患者の増加をふまえ、**営業時間短縮要請**（令和3年1月22日から同2月7日）の全期間、**時短営業**（朝5時～夜8時の範囲内の営業かつ酒類提供は朝11時から夜7時までの範囲）に協力していただいた「飲食店及び接待を伴う遊興施設等（飲食店営業許可を受けている店舗）」を運営する事業者を対象に、1店舗あたり68万円を支給します。

■支給額

1店舗あたり 68万円 ※要請期間の全期間の時短営業の協力が必要です。

今回の時短要請において、県内で対象店舗を複数運営する事業者については、すべての対象店舗において支給要件を満たせば、1店舗あたり68万円を支給します。）

■対象事業者

* 今回の時短要請では、対象となる事業者の規模は問いません。（中小企業等以外も含む）

時短要請を発表した令和3年1月19日時点において「飲食店及び接待を伴う遊興施設等」を継続して運営している事業者（廃業・以前から休業中の事業者除く）。

対象店舗例：居酒屋、レストラン、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、
ナイトスナック、ダンスホール、パブ等（飲食店営業許可を受けている店舗）

※ただし、以下に該当する事業者は、基本的に協力金の支給対象外となります。

- 食品衛生法上、適法な飲食店営業許可を取得していない事業者
- 屋内での飲食を伴わない「屋台/弁当屋/デリバリーやテイクアウト等」の事業者
- 通常の営業終了時間が、もともと夜8時以前（及び営業開始が朝5時以降）の事業者
- デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

■複数の対象店舗を運営する事業者について

県内で複数の対象店舗を運営する事業者については、時短要請の発表日時点で営業する全ての対象店舗※について、要請期間内に営業時間の短縮（または要請期間内の休業）を行っていることが必要です。

■受付期間（見込み）

* 確定後の受付期間は、後日公表予定の申請受付要項にて発表

受付期間（見込み）：令和3年2月8日（月）～ 受付終了日は調整中

※**受付要項（申請書様式、必要書類等の詳細）は2月上旬頃を目途に県HPへ掲載予定。**

■ 申請手続

郵送での提出

【郵送先】 901-0225 沖縄県豊見城市豊崎3-37（2階）

うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局「営業時間短縮協力金」申請受付

■ お問合せ

沖縄県感染症対策協力金コールセンター 電話：098-856-4427

平日 9：00～17：00 （土日祝祭日は除く）

■ 時短営業したことを証明する書類について

後日申請の際に必要となりますので、時短営業に協力いただいた証拠書類として、時短営業を知らせる店頭貼り出し紙（時短期間及び営業時間を明記すること）の写真や、お店のホームページやSNS等で時短営業をお知らせした画面のコピー・写真等を後日提出できるよう準備をお願いします。

（＊その他の必要書類等については、後日発表する申請要項においてご確認ください。

■ （要注意！）虚偽申請及び不正受給への対応について

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、所轄警察署等へ速やかに通報するとともに、協力金を不正受給した事実が判明した場合は、支給した協力金全額を返還していただくなど厳正に対処します。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、実際には夜8時以降も客を滞在させて営業を行っているにもかかわらず時短要請に応じたように見せかけたり、以前から廃業・休業しているにもかかわらず継続して営業しているように見せかける、対象となる飲食店等を運営する事業者（事業主）でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。

感染症拡大防止に
ご協力ください

